

NEUTRAL 身体拘束等適正化検討委員会規程

(委員会の設置)

第1条 一般社団法人ドーアキャッスル（以下「当社」という）が運営する障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）が行う障害福祉サービスにおいて、「障害者の身体拘束等適正化、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の安全と人権保護の観点から身体拘束等適正化とその適切な対応（以下「身体拘束等適正化」という。）の推進に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の目的)

第2条 この規程は委員会の運営について、必要な事項を定める事を目的とする。

(委員会の組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2. 委員長は管理者とし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
3. 委員の選任については、当該事業所の所長、あるいは管理者、あるいはサービス管理責任者、その他必要とされる者の中で、委員長が指名した者とする。
4. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
5. 委員長が指名した委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
6. 事業所においては、所長、管理者、サービス管理責任者等を構成員として、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努める。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、年1回以上開催する。

2. 委員長は、委員会において必要があるときは、前条に定める委員の他に、参考人として指名した者の出席を求めることができる。
3. 委員会は書記を指名し、議事録を整備する。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、次の業務を行う。

- 一、「身体拘束等」について職員に周知するとともに、その内容について定期的な見直しを行い、疑いのある項目を追記する。
- 二、その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行う。
- 三、委員会はヒヤリ・ハット事例を蓄積し、委員会にて分析及び実施体制の評価・検証を行い、その分析結果を当社に報告し、対策等を当社内で共有する。

(委員会の責務)

第6条 委員会は、身体拘束等適正化するための事前の措置として、職員の身体拘束等適正化意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

2. 委員は、日頃より関係法令や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。

3. 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導したりする。

4. 委員会は、当社の他事業所委員会とも連携をとり、利用者の身体拘束等の事案や支援等に問題がある場合は、当社の他事業所委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(その他)

第7条 苦情及び説明・同意については事業所の利用契約書及び重要事項説明書に準拠して対応する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項、身体拘束等適正化上必要な対応については、委員長が委員に諮り、委員会にて協議し定めるものとする。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。